

証券コード：2730
平成27年6月5日

株 主 各 位

(本店所在地)
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
(本社事務所)
大阪市北区堂島一丁目5番17号
株式会社 エディオン
代表取締役会長兼社長 久 保 允 誉

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従いまして、平成27年6月25日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階「エンパイアルーム」
ご来場の際は、会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「第14回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第14期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役13名選任の件
4. その他株主総会招集に関する事項
議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会日の3日前（平成27年6月22日）までに、その旨と理由を書面によりご通知ください。

以 上

<お知らせ>

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
2. 受付開始時刻は午前9時を予定しております。
3. 法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち以下の項目につきましては、当社ホームページ (<http://www.edion.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - (2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」なお、本招集ご通知添付書類及び前述のホームページ掲載書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
4. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.edion.co.jp/>) に掲載いたします。

<議決権行使についてのご案内>

当社では、議決権行使書用紙の郵送又はインターネットにより議決権を行使することができますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使書用紙郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきまして、平成27年6月25日（木曜日）午後6時30分までに到着するよう、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

2. インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
※ 「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。

- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）の午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話番号 0120-173-027（受付時間 午前9時から午後9時、通話料無料）

3. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotage.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

4. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン及び携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

5. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策と日銀による金融施策や円安等により景気回復の兆しが見られました。また、消費税率引き上げの影響による消費の停滞や円安に伴う物価高、夏場の天候不順等により、個人消費に関しましては低迷いたしました。

当家電小売業界におきましては、前連結会計年度の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動と夏場の記録的な天候不順等により、エアコンや冷蔵庫等の販売が低迷いたしました。また、パソコンについては、Windows X Pのサポート終了に伴うパソコン本体の買い替え需要により、上期の販売は伸長しましたが、10月以降は買い替え需要の反動等から低迷いたしました。これに対し、4K対応テレビやコードレスのスティッククリーナー等、高付加価値・高単価商品の販売は伸長いたしました。そのほか、外国人観光客の増加により、インバウンド需要が都心部を中心に盛り上がりました。

こうした中で当企業グループにおきましては、リフォーム・太陽光発電システム・オール電化の「エコ・リビングソーラー商品」を引き続き注力してまいります。水まわりのパックリフォーム「パックdeリフォーム」の展開店舗の拡大を進め、全国4箇所のリフォーム研修施設において人材育成を進める等、売上拡大に伴う工事体制の拡充に努めております。さらに、10月からはE L S本部を設置し、社内体制を強化するとともに、店舗への支援の強化やリフォーム単独の販売促進を強化しております。

店舗展開につきましては、家電直営店は、「松山本店（愛媛県）」等8店舗を新設し4店舗を閉鎖いたしました。そのほか、「福山本店（広島県）」等3店舗を移転しております。非家電直営店は、2店舗を新設し「ホームエキスポ（愛知県）」6店舗を含む9店舗を閉鎖いたしました。フランチャイズ店舗は、3店舗の純増加となりました。これらにより、当連結会計年度末の店舗数は、フランチャイズ店舗780店舗を含めて1,212店舗となりました。

前述の結果による当連結会計年度における営業店舗の状況と連結業績の概況は次のとおりとなりました。

営業店舗の状況

	前 期 末	増 加	減 少	差 引	当 期 末
直 営 店	435店	10店	13店	△3店	432店
フ ラ ン チ ャ イ ズ 店	777店	17店	14店	3店	780店
合 計	1,212店	27店	27店	0店	1,212店
直 営 店 売 場 面 積	1,053,080㎡	26,354㎡	49,633㎡	△23,279㎡	1,029,801㎡

(注)直営店売場面積の増加・減少には、移転3店舗による増加・減少が含まれております。

連結業績の概況

(1) 連結売上高

当連結会計年度の連結売上高は6,912億16百万円(前期比90.2%)となりました。これは消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や、夏場の記録的な天候不順によるエアコンや冷蔵庫等の販売が低迷したことなどによるものであります。

(2) 営業利益

当連結会計年度の営業利益は107億45百万円(前期比78.3%)となりました。これは高付加価値商品の販売が伸長し売上総利益率を押し上げたものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動等で売上が低迷したことによるものであります。

(3) 経常利益

当連結会計年度の経常利益は111億18百万円(前期比74.7%)となりました。これは主に営業利益の減少に伴うものであります。

(4) 当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は49億29百万円(前期比95.7%)となりました。これは子会社株式売却益が25億74百万円あったものの、減損損失が27億90百万円、法人税率引き下げに伴う繰延税金資産の取り崩しが13億2百万円あったことなどによるものであります。

(単位：百万円)

	平成26年3月期	平成27年3月期	増 減 額	前 期 比 (%)
連 結 売 上 高	766,699	691,216	△75,483	90.2
営 業 利 益	13,720	10,745	△2,975	78.3
経 常 利 益	14,883	11,118	△3,765	74.7
当 期 純 利 益	5,149	4,929	△219	95.7

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

企業集団の商品分類別連結売上高

区 分	前連結会計年度 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで		当連結会計年度 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで		前期比
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	(%)
家電					
テレビ	43,880	5.7	41,939	6.1	95.6
ビデオ・カメラ	38,204	5.0	35,704	5.2	93.5
オーディオ	19,645	2.6	17,974	2.6	91.5
冷蔵庫	56,155	7.3	47,158	6.8	84.0
洗濯機・クリーナー	62,373	8.1	59,431	8.6	95.3
電子レンジ・調理家電	40,092	5.2	36,974	5.3	92.2
理美容・健康器具	28,974	3.8	29,312	4.2	101.2
照明器具	12,321	1.6	10,242	1.5	83.1
エアコン	71,300	9.3	54,861	7.9	76.9
その他空調機器	23,189	3.0	21,411	3.1	92.3
その他	20,487	2.7	17,839	2.6	87.1
小 計	416,625	54.3	372,851	53.9	89.5
情報家電					
パソコン	64,013	8.3	52,049	7.5	81.3
パソコン関連商品	48,355	6.3	44,927	6.5	92.9
携帯電話	70,395	9.2	65,762	9.5	93.4
その他	15,395	2.0	14,845	2.1	96.4
小 計	198,159	25.8	177,585	25.6	89.6
その他					
ゲーム・玩具	21,761	2.8	21,179	3.1	97.3
音響ソフト・楽器	4,973	0.6	4,818	0.7	96.9
住宅設備	43,111	5.6	43,528	6.3	101.0
家電修理・工事収入	29,303	3.8	22,517	3.3	76.8
その他	52,765	7.1	48,734	7.1	92.4
小 計	151,915	19.9	140,779	20.5	92.7
合 計	766,699	100.0	691,216	100.0	90.2

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は、当連結会計年度におきまして、2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を150億円発行いたしました。

調達資金の用途につきましては、新規出店及び改装における設備投資資金として平成27年9月末までに約80億円を使用予定のほか、システム開発費用として平成27年3月末までに約20億円、資本効率の向上を通じて株主の皆様への一層の利益還元と機動的な資本政策を遂行するための自己株式取得資金として約50億円を使用いたしました。

(2) 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資額は121億62百万円であり、その主なものは当連結会計年度中に完成した次の店舗となっております。

区 分	設 備 名	所 在 地	開 店 日	増減面積(㎡)
新 設	エディオンベルシティ裾野店	静岡県裾野市	H26.06.13	1,460
//	エディオンイオンモール名古屋茶屋店	名古屋市中区	H26.06.27	2,065
//	ドコモショップ富士南店	静岡県富士市	H26.07.04	224
//	100満ボルト黒部店	富山県黒部市	H26.08.29	2,151
//	エディオンららぽーと和泉店	大阪府和泉市	H26.10.30	1,568
//	エディオンフィルタウン浜松小豆餅店	浜松市中区	H26.11.14	2,501
//	ワイモバイルイオンタウン弥富	愛知県弥富市	H26.12.04	81
//	エディオン松山本店	愛媛県松山市	H26.12.05	6,594
//	エディオン熱海店	静岡県熱海市	H27.03.03	1,162
//	エディオンアピタ瀬戸店	愛知県瀬戸市	H27.03.13	1,696
移 転	エディオン福山本店	広島県福山市	H26.09.12	1,856
//	エディオンイオンタウン湖南店	滋賀県湖南市	H26.12.06	△1,167
//	エディオンゆめタウン三豊店	香川県三豊市	H27.02.20	△1,579

(3) 重要な企業再編等の状況

当社は、平成26年10月1日付で当社ホームセンター事業（ただし、家庭電化商品等の販売に関する事業を除く。）を会社分割により新設した株式会社ホームエキスポに承継させ、また同日付で株式会社ホームエキスポの全株式を株式会社カーマ（現DCMカーマ株式会社）へ譲渡しております。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第11期 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	第12期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	第13期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第14期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売上高(百万円)	759,025	685,145	766,699	691,216
経常利益(百万円)	16,384	1,476	14,883	11,118
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	3,697	△2,640	5,149	4,929
総資産額(百万円)	362,653	378,087	385,799	367,338
純資産額(百万円)	144,229	138,489	146,756	145,086
1株当たり純資産額(円)	1,384.69	1,361.19	1,325.29	1,389.43
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	35.87	△25.80	48.42	45.77
自己資本比率(%)	39.5	36.6	38.0	39.5

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

(2) 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分	第11期 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	第12期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	第13期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第14期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売上高(百万円)	667,768	603,696	684,633	616,692
経常利益(百万円)	13,094	494	12,477	9,543
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	2,392	△3,340	4,332	4,562
総資産額(百万円)	346,821	362,476	370,976	352,484
純資産額(百万円)	138,515	132,653	139,836	137,861
1株当たり純資産額(円)	1,335.43	1,304.06	1,263.37	1,320.82
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	23.21	△32.64	40.73	42.35
自己資本比率(%)	39.9	36.5	37.6	39.1

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

1-4. 対処すべき課題

当企業グループをとりまく経済環境は、家電需要が伸び悩む中で、同業他社の出店攻勢やインターネットショッピングのシェア拡大等により、引き続き厳しい状況が続くものと思われます。また、人口の減少と高齢化による需要の減少も重要な課題であると認識しております。こうした中で当企業グループでは、収益力の向上、成長分野への取り組み及びコンプライアンスの徹底に努め、健全かつ持続的な発展に向けて取り組んでまいります。

(1) 収益力の向上

当企業グループでは、効率性を重視した店舗運営を行うとともに、社員の販売力を強化し、売上増加と収益力の向上に努めてまいります。

まず、エディオンカード会員の獲得を強化し、顧客の拡大を図ります。接客力の強化はもとより、サービス面においても、訪問・受付修理や配送・工事体制の品質向上に努め、ご購入いただいたお客様の満足度向上を図ってまいります。こうした取り組みを通じて、エディオンに対する満足感、安心感とブランドイメージを向上させることにより、競争力、収益力を上げてまいります。

次に、パート従業員の戦力化や人員配置の見直し等により、人件費の適正化に取り組むほか、経費の削減について積極的に取り組むことで、販売管理費比率を改善し、ローコストな運営を実現してまいります。

(2) 成長分野への取り組み

当企業グループが成長の柱として捉えている「エコ・リビングソーラー商品」におきましては、主力とするリフォームについて、今後の市場規模の拡大が見込まれております。こうした中で当企業グループでは、リフォーム展示導入店舗の拡大を進めているほか、施工体制の強化や施工品質の向上を図り売上拡大に努めております。

Eコマース事業におきましては、今後も家電市場の中でインターネットショッピングのシェアが高まることが予測されており、当企業グループでは、品揃えの強化や利便性の改善等により、売上拡大を図ってまいります。

そのほか、インターネットサービスプロバイダ事業、リサイクル事業等の拡大に取り組み、売上拡大を図ってまいります。

(3) コンプライアンスの徹底

当企業グループでは、従業員が社会の一員として、またエディオングループの一員として、法令や社内ルールを遵守し、不正等が発生しない環境を作り上げていくことがお客様からの信頼に結びついていくと考えております。今後も、社内研修を通じて社員一人ひとりが法令遵守の認識を深め、また社内体制の整備や内部統制の強化を行うことでコンプライアンスの一層の徹底に取り組み、事業の健全かつ持続的な発展を目指してまいります。

1-5. 主要な事業内容

当企業グループは、(株)エディオンと連結子会社5社（(株)サンキュー、(株)エディオンコミュニケーションズ、(株)エディオンハウスシステム、(株)エヌワーク、(株)イー・アール・ジャパン）及び持分法適用関連会社3社（(株)ふれあいチャンネル、(株)サンフレッチェ広島、(株)マルニ木工）で構成され、家庭電化商品等の販売を主な事業とし、北海道から沖縄県まで広範囲にわたり家電量販店等を展開しております。

1-6. 企業集団の主要拠点等及び使用人の状況

(1) 企業集団の主要拠点等(平成27年3月31日現在)

事業所名等	主な業務	当連結会計年度末現在の店舗数			当連結会計年度中の店舗増減数		
		直営店	FC店	計	直営店	FC店	計
エディオン	家庭電化商品等の販売	346	779	1,125	3	3	6
サンキュー	家庭電化商品等の販売	41	1	42	0	0	0
エディオンコミュニケーションズ	携帯電話等の販売	45	0	45	0	0	0
家電事業小計		432	780	1,212	3	3	6
ホームエキスポ	ホームセンター商品等の販売	0	0	0	△6	0	△6
合計		432	780	1,212	△3	3	0

(注)ホームエキスポは、平成26年10月1日付で会社分割し、全株式を株式会社カーマ(現DCMカーマ株式会社)へ譲渡しております。

(2) 企業集団及び事業報告作成会社の使用人の状況(平成27年3月31日現在)

① 企業集団の状況

使用人数 8,788名

② 事業報告作成会社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7,431名	△344名	40歳1か月	15年6か月

(注) 1. 平均勤続年数は、当社が吸収合併をした会社での勤続年数を通算しております。
2. 使用人数には臨時従業員は含まれておりません。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	設立年月	資本金	当議決権比率	主要な事業内容
(株) サンキュー	福井県市	昭和51年 11月	百万円 10	% 100.0	家庭電化商品等の販売
(株) エディオン コミュニケーションズ	名古屋市中 村区	平成12年 5月	300	100.0	携帯電話等の販売
(株) エディオン ハウスシステム	広島市中 区	平成14年 6月	20	100.0	太陽光発電システムの販売・工事 住宅リフォーム等
(株) エヌワーク	名古屋市中 千種区	昭和48年 12月	30	100.0	情報システムの運営及び 開発
(株) イー・アール ン・ジャパン	広島市中 区	平成24年 4月	100	55.0	リユース事業及びリサイクル事業

1-8. 主要な借入先及び借入額(平成27年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,860 ^{百万円}
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,500
株 式 会 社 広 島 銀 行	3,750
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,500
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,500
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	1,000
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	500
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェン特とするコミットメントライン	15,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#3(注)1	8,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#6(注)2	13,800
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#7(注)3	14,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#1(注)4	12,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 を エージェン特とするシンジケート団#8(注)5	17,000

- (注) 1. 株式会社三井住友銀行をエージェン特とするシンジケート団#3は、株式会社八十二銀行他全15行で構成されております。
 2. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェン特とするシンジケート団#6は、株式会社広島銀行他全34行で構成されております。
 3. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェン特とするシンジケート団#7は、三菱UFJ信託銀行株式会社他全21行で構成されております。
 4. 株式会社みずほ銀行をエージェン特とするシンジケート団#1は、株式会社紀陽銀行他全18行で構成されております。
 5. 株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェン特とするシンジケート団#8は、三井住友信託銀行株式会社他全37行で構成されております。

1-9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 112,005,636株
 (3) 株主数 37,842名
 (4) 大株主の状況(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 L I X I L グ ル ー プ	8,961 ^{千株}	8.58 %
エ デ ィ オ ン グ ル ー プ 社 員 持 株 会	8,506	8.14
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	4,779	4.57
株 式 会 社 ダ イ イ チ	4,449	4.26
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,473	3.32
久 保 允 誉	2,018	1.93
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,811	1.73
エ デ ィ オ ン グ ル ー プ 取 引 先 持 株 会	1,769	1.69
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,692	1.62
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	1,624	1.55

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式7,629,557株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
平成26年9月17日開催の取締役会決議に基づき発行した「2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権等の概要

発行日	平成26年10月3日
新株予約権の総数	1,500個及び代替新株予約権に係る社債の額面金額合計額を1,000万円 で除した個数の合計数とする。
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。 当初転換価額は896円とする。
新株予約権の行使期間	平成26年10月17日から平成33年9月17日まで（行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。 平成33年7月1日（ただし、同日を除く）までは、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の翌日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができる。
新株予約権付社債の残高	15,000百万円

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の状況(平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	久 保 允 誉	(株)サンフレッチェ広島代表取締役会長 (株)ふれあいチャンネル代表取締役副社長
代表取締役副会長	岡 嶋 昇 一	(株)サンキュー代表取締役会長 (株)エディオンコミュニケーションズ代表取締役社長
専 務 取 締 役	加 藤 徳 寿	営業本部長
専 務 取 締 役	船 守 精 一	店舗開発本部長
専 務 取 締 役	山 崎 徳 雄	経営企画本部長
常 務 取 締 役	梅 原 正 幸	管理本部長
取 締 役	湯 山 隆 司	物流サービス本部長
取 締 役	道 法 一 雅	フランチャイズ本部長
取 締 役	加 藤 孝 宏	商品統括部長
取 締 役	池 畑 裕 次	営業統括部長
取 締 役	石 橋 省 三	一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事 株式会社エコ・アセット社外監査役 株式会社みんかぶ社外監査役 株式会社コンセプト社外監査役
常 勤 監 査 役	藤 川 誠	
監 査 役	異 相 武 憲	弁護士 旭化学工業株式会社社外監査役
監 査 役	沖 中 隆 志	税理士
監 査 役	竹 原 相 光	公認会計士 Z E C O O パートナース株式会社代表取締役 株式会社CDG社外取締役 株式会社エスプール社外取締役 株式会社ビットアイル社外監査役

- (注) 1. 取締役石橋省三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役異相武憲、監査役沖中隆志、監査役竹原相光の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役異相武憲氏は、弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役沖中隆志氏は、税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役竹原相光氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動
 取締役道法一雅、取締役加藤孝宏、取締役池畑裕次、取締役石橋省三並びに監査役藤川誠、監査役竹原相光の各氏は、平成26年6月27日開催の第13回定時株主総会にて選任され、就任いたしました。
 取締役友則和寿、監査役佐々木正弘の両氏は、平成26年6月27日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
7. 当社は、取締役石橋省三、監査役異相武憲、監査役沖中隆志、監査役竹原相光の各氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として届け出ております。

4-2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	12名	430百万円
監 査 役	5名	28百万円
合 計	17名	458百万円

- (注) 1. 上記には、平成26年6月27日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第9回定時株主総会において、使用人分給与を含まず年額8億円以内とご承認いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただいております。
4. 上記取締役及び監査役の報酬等の額には、社外取締役1名及び社外監査役3名に対する報酬22百万円を含めております。
5. 上記取締役の報酬等の額には、役員賞与56百万円を含めております。
6. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4-3. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職会社名	兼職の内容
社外取締役	石橋省三	一般財団法人石橋湛山記念財団	代表理事
		株式会社エコ・アセット	社外監査役
		株式会社みんかぶ	社外監査役
		株式会社コンセプト	社外監査役
社外監査役	異相武憲	旭化学工業株式会社	社外監査役
社外監査役	竹原相光	ZECOOPパートナーズ株式会社	代表取締役
		株式会社CDG	社外取締役
		株式会社エスプール	社外取締役
		株式会社ビットアイル	社外監査役

(注)社外役員が他の法人等の社外役員等を兼職する当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

4-4. 社外役員の主な活動状況

氏名 (地 位)	取締役会・監査役会への 出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
石橋省三 (社 外 取 締 役)	平成26年6月27日就任以降、当事業年度に開催した24回の取締役会のうち23回に出席しました。	取締役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において自らの知見・経験も踏まえた発言を行っております。
異相武憲 (社 外 監 査 役)	当事業年度に開催した32回の取締役会のうち28回に出席、また、4回開催した監査役会のすべてに出席しました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において弁護士としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。
沖中隆志 (社 外 監 査 役)	当事業年度に開催した32回の取締役会のうち29回に出席、また、4回開催した監査役会のすべてに出席しました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において税理士としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。
竹原相光 (社 外 監 査 役)	平成26年6月27日就任以降、当事業年度に開催した24回の取締役会のうち23回に出席、また、3回開催した監査役会のすべてに出席しました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と面談し、これらの場において会計士としての知見・経験も踏まえた発言を行っております。

4-5. 責任限定契約

当社は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社が、当該規定に基づき社外取締役石橋省三、社外監査役異相武憲、沖中隆志、竹原相光の各氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき社外取締役及び社外監査役の全員との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、その賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

5-2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| (1) 当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 97百万円 |
| (2) 当社の公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 一百万円 |
| (3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 97百万円 |
- (注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

5-3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」、いわゆる「内部統制システムの基本方針」を次のとおり決議しております。

(総論)

エディオングループが掲げる「サービス型小売業」の理念は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様及び従業員等のステークホルダー（利害関係者）からいただく信頼の上に成り立つ地域密着型ビジネスモデルを目指すものです。

サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくために次の3項目を事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役・従業員のコンプライアンス（法令・社会倫理等遵守）はもとより、地域社会のよき一員として企業の社会的責任を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダーから見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、ステークホルダーに向けた説明責任を十分に果たします。

第三に、適切な権限委譲により迅速かつ的確な意思決定が行われるとともに、重要事項については、取締役会及び社長による強力な業務執行が行われる体制を構築し、併せて現場情報とステークホルダーのご意見・ご要望が迅速に取締役に伝達されるよう社内コミュニケーションの向上に努力します。

当社は、これらの基本的な指針に基づき、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定め、体制の構築及び運用に努めてまいります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び従業員が、法令・社会倫理を遵守するよう「エディオングループ経営綱領」及び「エディオングループ倫理綱領」を策定のうえ周知し、その徹底を図る。
 - (2) 当社代表取締役が指名する取締役をコンプライアンス委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス委員長が指名した者を委員として構成する。コンプライアンス委員長は必要に応じて会議を開催しコンプライアンス体制の強化に努める。また、重要事項については、「コンプライアンス委員会」から取締役会へ報告することとする。
 - (3) コンプライアンス委員長の判断により、弁護士事務所やその他の専門家との顧問契約を締結し、コンプライアンスに関する適切なアドバイスを受けるものとする。
 - (4) コンプライアンス違反の早期発見と再発防止を目的として「内部通報規程」に基づく社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、運用する。
 - (5) 「コンプライアンス委員会」から全社に向けた定期的な情報提供や従業員研修を継続的に実施することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の啓発を行う。
 - (6) 決算情報等の財務報告について信頼性を担保し、金融商品取引法並びに金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の関連諸法令及び規則を遵守するため、内部監査部門を設置し、「内部統制規程」に基づき適切に運用する。
 - (7) 取扱商品・サービスの広告表示に係る法令遵守のため、表示管理に関する責任者を広告宣伝部門内に設置し、関連諸法令の周知、啓発を行う。

(8) 反社会的勢力に対しては「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、取締役及び従業員が一丸となってこれを遵守し、断固とした姿勢で関係を遮断するよう、厳正に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的データ）の保存及び管理は、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理する。また、代表取締役が指名する取締役を委員長とする「情報セキュリティ委員会」を設置し、定期又は不定期に会議を開催する。「情報セキュリティ委員会」は個人情報及び企業機密の漏洩等に備えた体制を整備し、運用する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営上、重大な損失を被る可能性のある事項を迅速かつ的確に把握し、取締役会に付議又は報告することができるよう、各本部長に取締役又は執行役員を充てる。
- (2) 代表取締役が指名する取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置し、会議を定期又は不定期に開催する。「リスク管理委員会」は「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を運用することにより、コンプライアンス違反、不正経理、災害その他のあらゆるリスクを総括的に管理し、当社の損失の危険を回避、軽減する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営環境の見通しに基づいて、経営計画及び年度事業計画を審議し決定する。業務執行を担う取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次にて集計管理し、各取締役及び取締役会にすみやかに報告されることとする。
- (2) 取締役会の開催等に加えて、経営会議及び常務会等、法令による設置義務のない会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行うことで、取締役の職務執行に資する体制を整備し、運用する。
- (3) 取締役会は、組織再編及び必要の都度、各規程の見直しを行い、取締役及び職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化又は委譲を行うこととする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、エディオングループの業務の適正確保のために、以下の体制を整備し、運用することとする。なお、本基本方針でいう「子会社」は、会社法上の「子会社」を指し、持分法適用会社である関連会社は含めないものとする。

- (1) 当社は、エディオングループ各子会社の業務の適正を確保するため、コンプライアンス等の基本的事項又は重要事項について、エディオングループ全体を対象とした社内規程を整備する。
- (2) エディオングループ各子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」にしたがい、各子会社が展開する事業に即した規程を整備し、それらを運用することで、各子会社の取締役等及び従業員が法令及び定款を遵守する体制を構築する。

- (3) 当社は、エディオングループとしての基本的ルールを各子会社に遵守させるものとしつつ、各子会社の独自性、特性を踏まえた規程類を各子会社に整備させることで、グループ各子会社の取締役等の職務執行の効率化を図る。
- (4) 「関係会社管理規程」にしたがい、当社が各子会社に従業員を出向させる等、人材交流を図りコミュニケーションを活性化させることで、エディオングループ全体としての意思統一を図る。
- (5) 当社の内部監査部門が、エディオングループ各子会社の内部監査部門と連携を図りながら法令、定款及び社内規程等への適合等の観点から監査を実施し、監査体制の強化を図る。
- (6) 当社は、「関係会社管理規程」により、子会社の経営に係る一定の重要事項については、子会社に対し、当社取締役会等へ定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定し、各子会社の経営を管理する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補佐するため、当社の業務組織体系から独立した専任の組織として、監査役室を設け、専任のスタッフ1名以上を配置する。なお、当該専任スタッフの人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性に配慮する。また、当該専任スタッフは、当社の従業員として当社の就業規則に則り業務を行うこととするが、指揮命令権については、各監査役に属するものとし、また異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施することとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役に対して取締役及び従業員の報告すべき事項は、法定の事項に加え、監査役会の決定する「監査役会規程」に規定するものとし、取締役及び従業員は、係る定めにしたがうものとする。なお、報告の方法等の運営事項については、「コンプライアンス委員会」と監査役の協議に基づいて決定する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役及び当社代表取締役は、各年度において定期的に会合を行い、エディオングループに関する全般及び監査役が重要と判断する事項について、意見交換を行うものとする。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて「コンプライアンス委員会」や経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社又はエディオングループ各子会社の取締役、監査役若しくは関係する従業員等に対して、説明を求めるものとする。
- (3) 当社は、監査役（監査役室スタッフを含む。以下、同じ。）の求めに応じて説明を行い又は自ら監査役に報告を行った当社又はエディオングループ各子会社の取締役、監査役若しくは従業員等に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。
- (4) 監査役は、監査役会として当社の会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査人との間で定期的に監査に関する情報の交換を行うものとする。
- (5) 当社は、監査役が職務を執行するために必要となる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	9,001	支払手形及び買掛金	34,253
受取手形及び売掛金	29,223	短期借入金	27,000
商品及び製品	106,528	一年内返済予定の長期借入金	16,375
繰延税金資産	8,070	リース債務	95
その他	14,251	未払法人税等	559
貸倒引当金	△44	未払消費税等	1,188
流動資産合計	167,030	賞与引当金	4,367
II 固定資産		ポイント引当金	9,229
1 有形固定資産		その他	22,507
建物及び構築物	68,062	流動負債合計	115,577
工具、器具及び備品	4,585	II 固定負債	
土地	73,519	転換社債型新株予約権付社債	15,000
リース資産	767	長期借入金	58,831
建設仮勘定	1,514	リース債務	961
その他	283	繰延税金負債	26
有形固定資産合計	148,734	再評価に係る繰延税金負債	1,870
2 無形固定資産		商品保証引当金	8,416
その他	4,162	退職給付に係る負債	7,652
無形固定資産合計	4,162	資産除去債務	6,580
3 投資その他の資産		その他	7,336
投資有価証券	4,071	固定負債合計	106,674
差入保証金	28,963	負債合計	222,252
繰延税金資産	7,390	(純資産の部)	
その他	7,101	I 株主資本	151,179
貸倒引当金	△115	資本金	11,940
投資その他の資産合計	47,411	資本剰余金	84,309
固定資産合計	200,308	利益剰余金	60,401
資産合計	367,338	自己株式	△5,471
		II その他の包括利益累計額	△6,156
		その他有価証券評価差額金	719
		土地再評価差額金	△7,011
		退職給付に係る調整累計額	135
		III 少数株主持分	63
		純資産合計	145,086
		負債・純資産合計	367,338

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		691,216
II 売上原価		500,856
III 売上総利益		190,360
III 販売費及び一般管理費		179,614
IV 営業外収益		10,745
受取利息及び配当金	228	
持分法による投資利益	70	
助成金の収入	178	
その他	1,277	1,754
V 営業外費用		
支払利息	843	
その他	538	1,381
VI 特別利益		11,118
固定資産売却益	17	
投資有価証券売却益	157	
子会社株式売却益	2,574	
その他	179	2,929
VII 特別損失		
固定資産売却損	120	
固定資産除却損	614	
減損損失	2,790	
賃貸借契約解約損	200	
その他	206	3,933
税金等調整前当期純利益		10,114
法人税、住民税及び事業税	1,361	
法人税等調整額	3,838	5,200
少数株主損益調整前当期純利益		4,914
少数株主損失		15
当期純利益		4,929

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
現金及び預金	8,205	買掛金	30,579
受取手形	8	短期借入金	32,090
売掛金	30,449	一年以内返済予定の長期借入金	16,275
商品及び製品	95,655	リース負債	69
原材料及び貯蔵品	313	未払費用	11,158
前払費用	2,827	未払法人税等	26
短期貸付金	405	未払消費税	324
未収入金	6,447	未払消費税	742
繰延税金資産	6,894	前受り	7,728
その他の当座預金	172	受取当座金	339
流動資産合計	△35	受取当座金	674
	151,344	引当金	3,679
II 固 定 資 産		インの引当金	7,760
1 有 形 固 定 資 産		その他の引当金	1,007
建物	57,078	流動負債合計	112,455
構築物	2,945	II 固 定 負 債	
機械及び装置	178	転換社債型新株予約権付社債	15,000
車両運搬具	22	長期借入金	58,071
器具及び備品	4,094	リース負債	773
土地	72,186	再評価に係る繰延税金負債	1,870
建物	557	退職給付引当金	7,305
建設仮勘定	1,483	商品保証引当金	6,193
有形固定資産合計	138,547	資産除去負債	5,686
2 無 形 固 定 資 産		資産預り保証金	6,819
借地権	503	その他の負債	447
商標	60	固定負債合計	102,167
ソフトウェア	2,526	負債合計	214,623
その他の無形固定資産	762	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産合計	3,853	I 株 主 資 本	144,163
3 投 資 其 他 の 資 産		資本金	11,940
投資有価証券	3,106	資本剰余金	110,761
関係会社株	16,353	資本準備金	64,137
出資	1	その他の資本剰余金	46,624
長期貸付金	3,118	利益剰余金	26,932
関係会社長期払費用	107	繰越利益剰余金	26,932
長期前払費用	1,733	自己株式	△5,471
繰入保証金	26,601	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△6,301
繰延税金資産	6,617	その他の有価証券評価差額金	709
その他の当座預金	1,206	土地再評価差額金	△7,011
投資その他の資産合計	△106	純 資 産 合 計	137,861
固定資産合計	58,739	負債・純資産合計	352,484
資産合計	201,140		
負債合計	352,484		

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
I	売上高		616,692
II	売上原価		446,636
	売上総利益		170,056
III	販売費及び一般管理費		161,348
	営業利益		8,708
IV	営業外収益		
	受取利息	175	
	受取配当金	773	
	その他	1,189	2,138
V	営業外費用		
	支払利息	834	
	その他	468	1,303
VI	特別利益		9,543
	固定資産売却益	15	
	投資有価証券売却益	150	
	子会社株式売却益	2,574	
	その他	177	2,918
VII	特別損失		
	固定資産売却損	120	
	固定資産除却損	566	
	減損損	2,568	
	貸借契約解約損	196	
	その他	193	3,645
	税引前当期純利益		8,816
	法人税、住民税及び事業税	806	
	法人税等調整額	3,448	4,254
	当期純利益		4,562

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月14日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健 次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 正 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エディオンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月14日

株式会社エディオン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健 次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 正 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エディオンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議並びに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に赴き、調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

株式会社エディオン 監査役会

常 勤 監 査 役	藤 川	誠 ㊟
社 外 監 査 役	異 相 武	憲 ㊟
社 外 監 査 役	沖 中 隆	志 ㊟
社 外 監 査 役	竹 原 相	光 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、配当政策を重要な経営課題の一つと認識しており、株主の皆様への安定的配当の実施を念頭に置きながら業績及び経営基盤強化のための内部留保等を勘案し、配当金額を決定することを基本方針としております。

当期末の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

当期末の株主配当金につきましては、当期の業績、財務状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、1株につき10円といたしたいと存じます。

なお、平成26年12月に中間配当金として1株につき10円をお支払いしておりますので、年間にお支払いする配当金は1株につき20円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額1,043,760,790円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

- (1) 当社及び子会社の事業内容の多様化に伴い、現行定款第2条に記載の目的事項を追加するとともに、表記の見直し等条文の整備及び号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条第2項及び第36条第2項の一部を変更するものであります。

なお、第28条第2項の変更に關しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 家庭用電気製品、石油器具、ガス器具、厨房台所用品、住宅設備機器、太陽光発電設備、充電設備、給排水設備、空調設備機器、衛生用機器、農業用機器、防災および安全に関する設備機器の販売、施工、付帯工事および修理 2. 精密機器、光学機器、計量機器、度量衡計量器、眼鏡、時計、事務用機器、オフィス・オートメーション機器、情報通信機器、音響機器、照明器具、印刷システム機器、パーソナルコンピューター、ワープロおよび周辺機器の販売ならびに修理およびメンテナンス	(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 家庭用電気製品、石油器具、ガス器具、厨房台所用品、住宅設備機器、太陽光発電設備、充電設備、給排水設備、空調設備機器、衛生用機器、農業用機器、防災および安全に関する設備機器の販売、施工、付帯工事 2. 精密機器、光学機器、計量機器、度量衡計量器、眼鏡、時計、事務用機器、オフィス・オートメーション機器、情報通信機器、音響機器、照明器具、印刷システム機器、パーソナルコンピューター、ワープロおよび周辺機器の販売

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 化粧品、衛生用品、医薬品、医薬部外品、医療用機器、医療用品、介護機器、介護用品、動物用医薬品、化学工業薬品、健康器具、農薬、毒劇物、劇薬、揮発性灯油・潤滑油その他石油製品、肥料、飼料の販売</p> <p>4. 食料品、健康食品、清涼飲料水、調味料、各種加工食品、酒類、米穀、塩、煙草、喫煙具、<u>高圧ガス、郵便切手、印紙、商品券、プリペイドカード、テレホンカードおよび自動販売機による煙草・飲料水の販売</u></p> <p>5. ～7. (条文省略)</p> <p>8. 楽器、カメラ、書籍、文具、事務用品、玩具、写真用品、遊戯機器、教育機器の販売および写真・複写・撮影・録音に関する業務ならびにコンピューターを応用した写真撮影機器および映像撮影機器による印刷装置の設計、製作、設置および管理</p> <p>9. ～10. (条文省略)</p> <p>11. 園芸用品、日曜大工用品、塗料、接着剤、建築金物、建築資材、エクステリア用品の販売および土木・<u>建築工事、消防設備工事、造園土木工事、内装工事、室内装飾工事、看板工事、管工事、水道工事、ガス工事、エクステリア工事、防災設備工事、外構工事ならびに電気工事、電気通信工事、変電設備工事の請負、設計・監理・施工</u> (新 設)</p>	<p>3. 化粧品、衛生用品、医薬品、医薬部外品、医療用機器、医療用品、介護機器、介護用品、動物用医薬品、化学工業薬品、健康器具、農薬、毒劇物、劇薬、揮発性灯油・潤滑油その他石油製品、肥料、飼料、<u>煙草、喫煙具、高圧ガス、郵便切手、印紙、商品券、プリペイドカードおよびテレホンカードの販売</u></p> <p>4. 食料品、健康食品、清涼飲料水、調味料、各種加工食品、酒類、米穀、塩の製造および販売</p> <p>5. ～7. (現行どおり)</p> <p>8. 楽器、カメラ、書籍、文具、事務用品、玩具、写真用品、遊戯機器、教育機器の販売および写真、複写、撮影、録音に関する業務ならびにコンピューターを応用した写真撮影機器および映像撮影機器による印刷装置の設計、製作、設置、管理</p> <p>9. ～10. (現行どおり)</p> <p>11. 園芸用品、日曜大工用品、塗料、接着剤、建築金物、建築資材、エクステリア用品の販売</p> <p>12. <u>建物、構築物の増改築、建替え、リフォーム、土木・建築工事、造園土木工事、内装工事、室内装飾工事、看板工事、管工事、水道工事、ガス工事、エクステリア工事、消防設備工事、防災設備工事、外構工事、電気工事、電気通信工事および変電設備工事の施工・請負、設計・監理</u></p>

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>12. ～13. (条文省略)</p> <p>14. <u>映画、演劇、演芸、コンサート、講演、講座、スポーツイベントの主催</u></p> <p>15. <u>車検整備、清掃、宅配、クリーニング、害虫駆除、文化施設等の斡旋および有料紹介、携帯電話、電話回線、電話および有線放送ならびに衛星放送等の申込み加入手続代行業務</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>16. (条文省略)</p> <p>17. <u>前各号の製品および関連商品の卸売り、受発注の代行業務、委託販売、輸出入業、割賦販売業、割賦債権買取業、金銭貸付業、クレジットカード業、通信販売業、古物の売買業および物品のレンタル・リース業</u> (新 設)</p> <p>18. <u>駐車場、薬局、喫茶店、飲食店、遊戯場、貸研修会場、宿泊施設、各種カルチャー講座、スポーツトレーニングセンター、スポーツ施設およびパソコン・ワープロ教室の管理運営</u></p>	<p>13. ～14. (現行どおり)</p> <p>15. <u>映画、演劇、演芸、コンサート、講演、各種カルチャー講座、資格取得講座、スポーツイベントの主催および管理運営</u></p> <p>16. <u>車検整備、清掃、宅配、クリーニング等の請負、斡旋および有料紹介ならびに携帯電話、電話回線、電話、有線放送および衛星放送等の申込み加入手続代行業務</u></p> <p>17. <u>建物保全および管理サービス業、環境衛生管理業、害虫駆除、防疫請負事業、園芸サービス業、家事援助業務およびこれらの斡旋</u></p> <p>18. <u>有料の在宅看護・介護業務、有料老人ホームの経営、高齢者等に対する日常生活の介護・介助業務、訪問介護の居宅サービス事業、福祉用具販売およびこれらの斡旋</u></p> <p>19. (現行どおり)</p> <p>20. <u>前各号の製品および関連商品の卸売り、修理、メンテナンス、コンサルタント業、受発注の代行業務、委託販売、輸出入業、通信販売業、訪問販売業、電話勧誘販売業、古物の売買業および物品のレンタル・リース業</u></p> <p>21. <u>割賦販売業、割賦債権買取業、金銭貸付業、クレジットカード業</u></p> <p>22. <u>駐車場、薬局、喫茶店、飲食店、遊戯場、貸研修会場、宿泊施設、文化施設、スポーツトレーニングセンターおよびスポーツ施設の管理運営</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>19. プレイガイド業、旅行業法にもとづく旅行業、不動産の賃貸業、倉庫業、道路運送事業、一般貨物運送事業、貨物運送取扱事業、荷造梱包事業、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務、流通業に関する経営コンサルタント業務、広告代理店業、広告デザイン業、ディスプレイ業、映像出版業、各種イベント企画の受託および運営、市場調査等各種マーケティング業務および情報処理・データ通信サービスに関する業務</p> <p>20. (条文省略)</p> <p>21. コンピューターの利用技術の指導・教育・調査・コンサルタント業務</p> <p>22. 電気通信事業法にもとづく付加価値情報通信網および有償提供に関する業務および特許権・商標権および著作権の保有ならびに運用</p> <p>23. インターネットを利用した情報通信システムの企画・開発・設計・販売および管理運営業務、インターネットを利用した情報の収集・管理・処理・提供およびそのコンサルタント業務、インターネット接続サービス業務</p> <p>24. ～25. (条文省略)</p> <p>26. 宅地建物取引業</p> <p>27. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬および中間処理場・最終処分場の建設、運営、管理</p> <p>28. (条文省略)</p> <p>29. 産業廃棄物、一般廃棄物の処理業務に関するコンサルタント業務</p> <p>30. ビルの維持管理に関する業務、建物内外の清掃業務、ビルメンテナンス業</p>	<p>23. プレイガイド業、旅行業法にもとづく旅行業、倉庫業、道路運送事業、一般貨物運送事業、貨物運送取扱事業、荷造梱包事業、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務、流通業に関する経営コンサルタント業務、広告代理店業、広告デザイン業、ディスプレイ業、映像出版業、各種イベント企画の受託および運営、市場調査等各種マーケティング業務、情報処理およびデータ通信サービスに関する業務</p> <p>24. (現行どおり)</p> <p>25. コンピューターの利用技術の指導、教育、調査およびコンサルタント業務</p> <p>26. 電気通信事業法にもとづく付加価値情報通信網の有償提供に関する業務および特許権、商標権、著作権の保有ならびに運用</p> <p>27. インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、販売および管理運営業務、インターネットを利用した情報の収集、管理、処理、提供およびそのコンサルタント業務ならびにインターネット接続サービス業務</p> <p>28. ～29. (現行どおり)</p> <p>30. 不動産の賃貸業、宅地建物取引業</p> <p>31. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬および中間処理場・最終処分場の建設、運営、管理ならびにこれらのコンサルタント業務</p> <p>32. (現行どおり) (削 除)</p> <p>33. ビルの維持管理に関する業務、建物内外の清掃業務、ビルメンテナンス業およびエレベーターの保守、管理</p>

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>31. <u>建物、構築物の増改築、建替えおよびリフォーム</u></p> <p>32. <u>エレベーターの保守、管理</u></p> <p>33. <u>～36.</u> (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>34. <u>～37.</u> (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>② 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第29条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第29条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>② 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役11名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、業務を円滑かつ迅速に遂行し、経営陣の一層の強化を図るため取締役を2名増員し、
取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	くぼまさたか 久保允誉 (昭和25年2月18日)	昭和56年6月 第一産業(株)取締役 平成4年4月 (株)ダイイチ代表取締役社長 平成9年4月 (株)デオデオ代表取締役社長 平成14年3月 当社代表取締役会長 平成15年7月 (株)デオデオ代表取締役会長 平成15年7月 当社代表取締役社長 平成16年10月 (株)ふれあいチャンネル代表取締役副社長 平成24年6月 当社代表取締役会長兼社長(現任) 平成27年2月 (株)サンフレッチェ広島代表取締役会長(現任)	2,018,900株
2	おかじましゅういち 岡嶋昇一 (昭和25年11月22日)	昭和56年3月 (株)栄電社取締役 平成5年6月 同社代表取締役社長 平成10年7月 (株)エイデン代表取締役社長 平成14年3月 当社代表取締役社長 平成15年7月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社取締役副社長 平成21年10月 (株)エディオンEAST代表取締役社長 平成22年6月 当社代表取締役副社長 平成22年10月 (株)エディオンコミュニケーションズ代表取締役社長(現任) 平成23年10月 (株)サンキュー代表取締役社長 平成24年6月 当社代表取締役副会長(現任) 平成24年10月 (株)サンキュー代表取締役会長(現任)	1,129,100株
3	かとうひろひさ 加藤徳寿 (昭和35年3月12日)	昭和53年3月 (株)栄電社入社 平成16年6月 (株)エイデン取締役 平成19年4月 同社常務取締役営業本部長 平成22年6月 当社取締役 平成22年10月 当社EASTカンパニー営業本部長 平成23年4月 当社商品本部長 平成24年4月 当社営業本部長兼商品統括部長 平成24年6月 当社常務取締役 平成25年4月 当社営業本部長(現任) 平成26年6月 当社専務取締役(現任)	15,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ふなもりせい いち 船守精一 (昭和29年1月14日)	昭和54年5月 第一産業(株)入社 平成18年6月 (株)デオデオ取締役 平成19年4月 同社常務取締役 平成19年4月 当社商品統括本部長 平成19年6月 当社取締役 平成21年4月 当社営業本部長 平成22年4月 当社商品本部長 平成23年4月 当社営業本部長 平成24年4月 当社マーケティング本部長 平成24年6月 当社常務取締役 平成25年4月 当社事業開発本部長 平成26年2月 当社店舗開発本部長 平成26年6月 当社専務取締役(現任) 平成27年4月 当社物流サービス本部長(現任)	25,400株
5	やま さきのり お 山崎徳雄 (昭和32年1月15日)	平成元年4月 (株)ダイイチ入社 平成18年6月 (株)デオデオ取締役 平成19年4月 当社戦略推進室長 平成21年4月 当社経営企画室長 平成21年6月 当社取締役 平成24年4月 当社経営企画本部長兼広報部長 平成24年6月 当社常務取締役 平成24年10月 当社経営企画本部長兼経営企画部長兼広報部長 平成26年2月 当社経営企画本部長(現任) 平成26年6月 当社専務取締役(現任)	16,100株
6	うめ はらまさ ゆき 梅原正幸 (昭和29年1月1日)	昭和59年11月 (株)ミドリ電化入社 昭和63年5月 同社取締役 平成12年6月 同社代表取締役副社長 平成13年7月 同社代表取締役社長 平成17年4月 当社取締役副社長 平成19年1月 当社取締役物流・サービス統合推進室長 平成19年12月 当社物流・サービス統合推進室長 平成21年4月 当社内部監査室長兼内部監査担当 平成21年6月 当社取締役 平成22年4月 当社内部監査室長 平成23年6月 当社常勤監査役 平成25年4月 当社管理本部長(現任) 平成25年6月 当社常務取締役(現任)	318,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	どう ほう かず まさ 道 法 一 雅 (昭和35年10月24日)	昭和58年4月 第一産業(株)入社 平成15年4月 (株)デオデオ本店長 平成16年10月 同社営業推進事業部長 平成18年7月 当社関東事業推進部長 平成20年10月 当社中四国営業部長 平成21年4月 (株)デオデオ執行役員 平成21年4月 当社営業企画部長 平成22年10月 当社執行役員 平成22年10月 当社経営企画部長 平成24年4月 当社営業統括部長 平成26年2月 当社フランチャイズ本部長(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	16,300株
8	いけ はた ゆう じ 池 畑 裕 次 (昭和39年7月5日)	昭和58年4月 第一産業(株)入社 平成9年4月 (株)デオデオ古市店長 平成18年4月 同社営業推進事業部 関東エリア長 平成19年4月 同社中四国関東営業本部 広島・三次エリア長 平成21年10月 当社九州営業部長 平成23年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社近畿営業部長 平成24年4月 当社中四国営業部長 平成26年2月 当社営業統括部長(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	11,501株
9	か どう たか ひろ 加 藤 孝 宏 (昭和40年3月13日)	昭和58年3月 (株)栄電社入社 平成9年9月 (株)エイデン下諏訪店長 平成21年4月 当社住環境商品部長 平成24年4月 当社季節家電商品部長 平成24年10月 当社映像家電商品部長 平成25年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社商品統括部長兼映像家電商品部長 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成26年9月 当社商品統括部長(現任)	12,300株
10	(新任) み しま つね お 三 嶋 恒 夫 (昭和34年9月10日)	平成元年12月 (株)サンキュー高島屋入社 平成13年4月 (株)サンキュー取締役 平成16年10月 (株)サンキューハウスシステム取締役社長 平成17年4月 (株)サンキュー常務取締役 平成23年10月 同社取締役副社長 平成24年10月 同社代表取締役社長 平成26年10月 当社執行役員(現任) 平成26年10月 当社E L S本部長(現任)	10,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
11	(新任) こやの 小谷野 (昭和38年1月27日) かおる 薫	昭和60年4月 株式会社野村総合研究所 経済調査部 平成8年5月 同社企業財務調査室長 平成14年1月 日興シティグループ証券株式会社 マネージング・ディレクター 平成17年3月 クレディ・スイス証券株式会社 マネージング・ディレクター 平成22年1月 日本総合アドバイザリー事務所代表 平成24年4月 (株)サンフレッチェ広島取締役 平成24年9月 同社常務取締役 平成25年1月 同社代表取締役社長 平成27年5月 当社入社 経営企画本部副本部長(現任)	15,000株
12	いし 石橋 しょう 省三 (昭和24年7月5日) ぞう	昭和51年9月 株式会社野村総合研究所 平成7年1月 同社経営開発部長 平成9年4月 野村証券株式会社金融研究所経営調査部長 平成10年6月 同社金融研究所副所長兼企業調査部長 平成12年5月 リーマン・ブラザーズ証券会社 マネージング・ディレクター 平成15年9月 一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事(現任) 平成16年4月 国立大学法人東京医科歯科大学理事 平成17年4月 学校法人立正大学学園監事(現任) 平成18年6月 株式会社エコ・アセット社外監査役(現任) 平成19年6月 株式会社みんかぶ社外監査役(現任) 平成20年4月 学校法人栗本学園(名古屋商科大学)理事(現任) 平成26年6月 当社社外取締役(現任) 平成26年8月 株式会社コンセプト社外監査役(現任)	0株
13	(新任) たか 高木 し 施文 (昭和37年12月23日) もん	平成2年4月 弁護士登録 平成2年4月 ブレークモア法律事務所入所 平成4年10月 足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所入所 平成11年8月 東京青山・青木・狛法律事務所パートナー 平成14年8月 ホワイト&ケース法律事務所パートナー 平成26年3月 高木法律事務所開設(現在に至る)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 石橋省三氏及び高木施文氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者選任の理由

石橋省三氏は、企業経営・金融に長年にわたって携われ、その経験と知見に基づき社外取締役として適切に職務を遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

高木施文氏は、弁護士の資格を有しており、その専門的知見と企業法務に携わられた経験から、社外取締役として適切に職務を遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

4. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、現行定款において社外取締役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、その規定により石橋省三氏との間に責任限定契約を締結しております。石橋省三氏が取締役役に再任され就任した場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また高木施文氏が取締役に選任され就任した場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

その内容の概要は、当該契約に基づく責任の限度額につき、法令に定める最低責任限度額とするものであります。

5. 当社は、石橋省三氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。また高木施文氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏も新たに独立役員となる予定であります。

6. 石橋省三氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

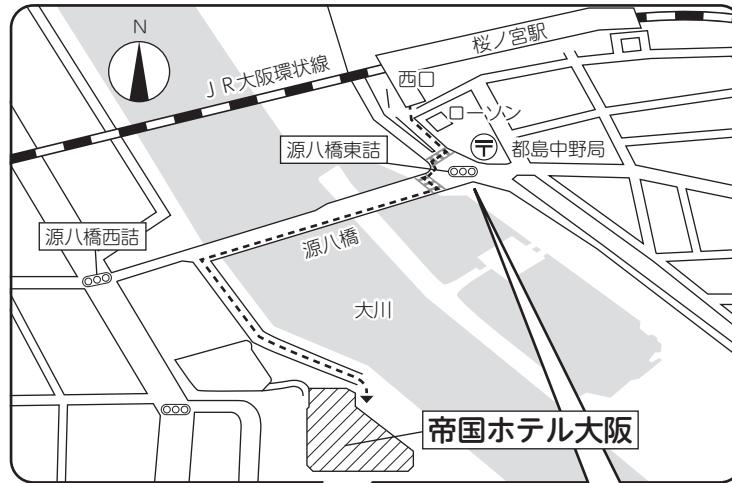
7. 第一産業(株)、(株)ダイイチ、(株)デオデオ、(株)栄電社、(株)エイデン、(株)エディオンEAST及び(株)ミドリ電化は、商号変更及び吸収合併により、現在(株)エディオンになっております。

以上

第14回定時株主総会会場ご案内図

- 会 場 大阪市北区天満橋一丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階「エンパイアルーム」
- 最寄りの駅 JR大阪環状線「桜ノ宮駅」西口から会場まで 徒歩約7分
JR東西線「大阪天満宮駅」1番出口から会場まで 徒歩約14分
- お 願 い 当日は駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮お願い申し上げます。

[会場付近略図]



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。